

佐賀県監査委員告示第一号

佐賀県監査委員事務局規程（昭和四十六年佐賀県監査委員告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県代表監査委員 池 田 巧

第六条を次のように改める。

（文書の管理）

第六条 文書の管理については、佐賀県文書規程（昭和五十五年佐賀県訓令甲第一号）の規定（同規程第四十五条第二項、第四十七条第二項及び第四十九条の規定を除く。）の例による。

附 則

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。